

第三者の行為による傷病届の提出について

交通事故や施設での事故など第三者の行為によってケガをし、ご自身の被保険者証を使って治療等を受ける際は、保険者（沖縄県後期高齢者医療広域連合）へ届出が必要です。

一旦、保険適用して医療機関へ立て替え払いし、あとで加害者へ請求を行います。

第三者の行為により治療を受ける（または受けた）際は、必ず届出を行ってください。

なお、ご自身が加害者の場合でも、相手側（被害者側）に過失がある場合は届出が必要です。

また、被保険者証を使用しない場合は届出不要です。

《提出書類》

1. 第三者の行為による傷病届
2. 傷病（負傷）原因届出書
3. 事故発生状況報告書
4. 念書
5. 被保険者証（保険証）のコピー
6. 交通事故証明書のコピー ※お手元にはない場合は提出不用です。

《提出先》

市町村後期高齢者医療担当窓口へ提出するか、沖縄県後期高齢者医療広域連合へ直接ご持参またはご郵送ください。

広域連合の住所等は《お問い合わせ先》欄をご確認ください。

《お問い合わせ先》

記入方法などご不明な点がございましたら、下記連絡先へご連絡ください。

〒904-1192

沖縄県うるま市石川石崎一丁目1番 石川庁舎3階

沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 給付1グループ

TEL：098-963-8013

FAX：098-964-7785